

## 子ども食堂等福祉目的の食事提供行為に関する食品衛生指導要領

### 第1条 目的

この要領は、子ども食堂等福祉目的の食事提供行為（いわゆる集団給食として行われる行為を除く。）における食品の安全を確保することを目的に、食事提供行為の実施者（以下「実施者」という。）が講ずべき衛生管理体制の確立と衛生管理に関する事項を定めるものとする。

### 第2条 対象

この要領において「福祉目的の食事提供行為」とは、無償又は実費（調理コストを含む）以外の対価を徴収せず定期的に行う福祉目的の食事提供行為で、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体等が、地域の高齢者、児童、生活困窮者、障害者等を対象に実施する食事提供事業（厚生労働省所管の地域支援事業、県補助事業及び単独事業として市町村が直接又は社会福祉協議会等に事業を委託し、もしくは補助して実施するものを含む。）。

例：子ども食堂、高齢者向け会食・配食サービス、認知症カフェ、生活困窮者への炊き出し等

- (2) 前号に掲げるものの他、ボランティア行為であって、事業形態等から本要領により取扱うことが適当と知事が認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく営業許可又は第68条第3項で準用する第57条第1項に基づく届出が必要な事業については、対象から除くものとする。

### 第3条 営業許可

この要領の対象である食事提供行為については、食品衛生法第4条第7号の営業に該当しないため、同法の営業許可の対象としない。

ただし、当該食事提供に伴う調理行為を外部事業者が受託する場合は営業に該当するため、受託事業者は営業許可を要する。

### 第4条 実施事項

実施者は次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事前相談

施設の開設等に先立ち、調理施設の構造設備や食事の提供方法等必要な事項について、保健所所管課に事前に相談すること

- (2) 衛生管理責任者の設置

施設の食品衛生管理を行う衛生管理責任者を定め、衛生管理責任者に取り扱う食品の衛生管理及び従事者の衛生指導に当たらせること。なお、衛生管理責任者は食品衛生責任者の資格を持つ者が望ましい

(3) 届出

福祉目的の飲食提供における開始届（様式第1号）を施設の所在地を管轄する保健所長に提出すること。届出内容に変更があるとき、又は廃止したときは、速やかに変更届又は廃止届（様式第1号）を提出すること

(4) 衛生管理

衛生管理は、(公社)日本食品衛生協会が作成した「HACCPの考え方に基づく衛生管理の手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）」に基づき実施するよう努めること。ただし、事業規模が極めて小さい等、上記に基づく衛生管理が困難な場合は、最低限必要な事項として、別紙に定める衛生管理を実施するよう努めること

## 第5条 衛生指導

従事者への衛生管理に係る指導にあたっては、必要に応じて衛生教育及び監視指導を実施し、次の事項に注意して対応することとする。

- (1) 実施者に対し、飲食店営業の施設基準に準じた構造設備について助言するとともに、HACCPに沿った衛生管理について助言すること
- (2) 実施者に対し、調理施設の実情に応じ、取り扱う食品や提供食数について、食品衛生上支障のないよう助言すること
- (3) 事故発生時、必要に応じて保健所に連絡、又は相談するよう指導すること
- (4) 保健所は、必要に応じ施設に立入りし、指導及び助言すること
- (5) 指導及び助言にあたっては、当該施設の規模や提供食数を勘案して行うこと

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

# 福祉目的の飲食提供における （ 開始 ・ 変更 ・ 廃止 ） 届

保健所長 殿

運営者 住 所

氏 名

（法人・団体等の場合は、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

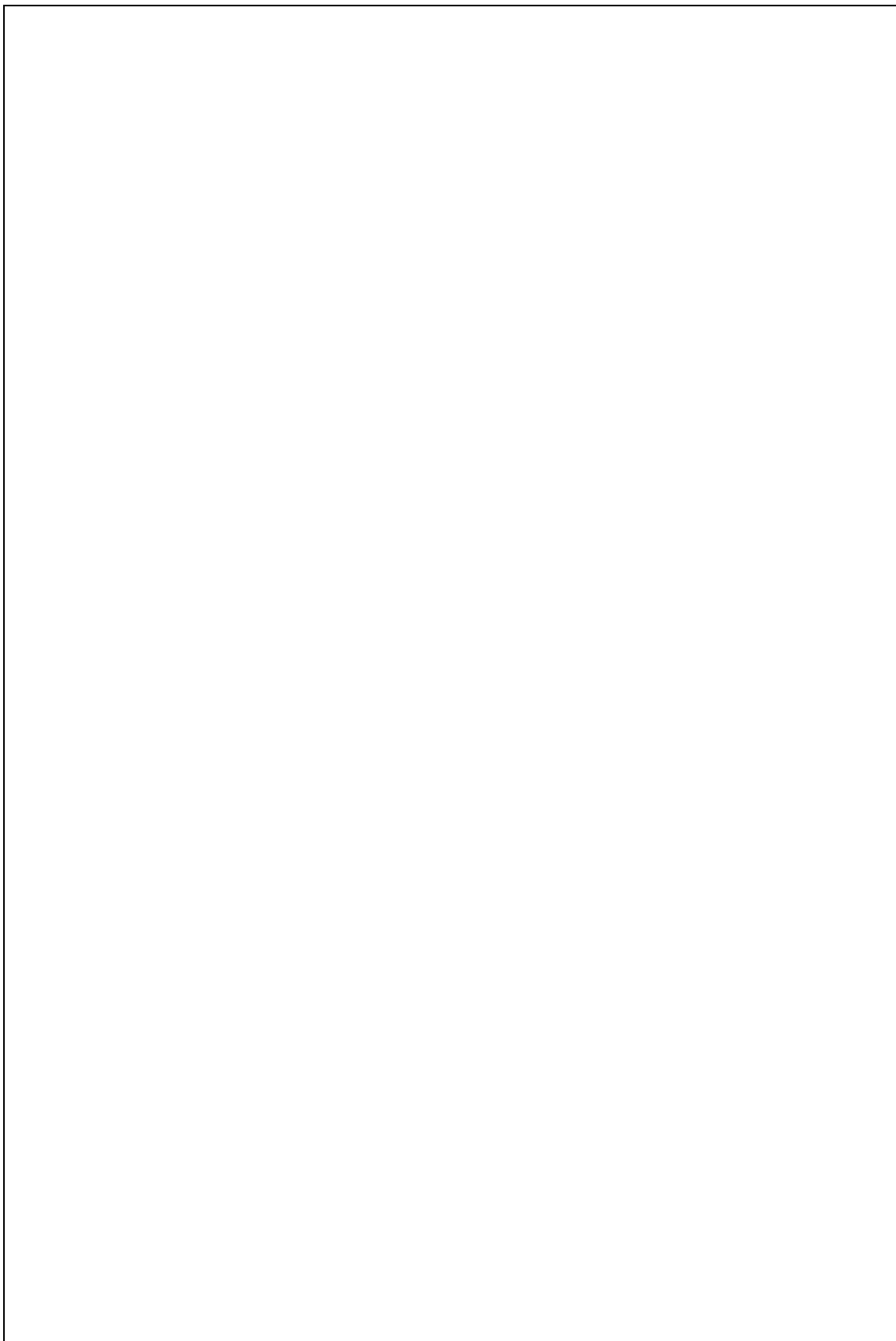
メールアドレス @

子ども食堂等福祉目的の飲食提供行為に関する食品衛生指導要領第4条の規定により、  
食事提供行為の概要等について下記のとおり届出ます。

事業の内容	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者向け会食/配食サービス <input type="checkbox"/> 認知症カフェ <input type="checkbox"/> 生活困窮者への炊き出し <input type="checkbox"/> その他（ ）
施設所在地 （実施場所）	電話（ ）
施設の名称	
対象者	
1回あたりの 提供食数 （徴収金額）	約 食 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 実費のみ（材料費+光熱水費）
提供頻度	
調理従事者数	
衛生管理責任者	資格（ ）
（開始・変更・廃止） 年 月 日	年 月 日

※変更の場合は変更箇所を記入してください。

施設平面図（作業台、洗浄設備、冷蔵庫、棚、手洗い設備、トイレ等）



福祉目的の飲食提供における  
（ 開始 ・ 変更 ・ 廃止 ） 届

〇〇保健所長 殿

運営者 住 所  
氏 名

（法人・団体等の場合は、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

メールアドレス @

子ども食堂等福祉目的の飲食提供行為に関する食品衛生指導要領第4条の規定により、  
食事提供行為の概要等について下記のとおり届出ます。

事業の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども食堂 <input type="checkbox"/> 高齢者向け会食／配食サービス <input type="checkbox"/> 認知症カフェ <input type="checkbox"/> 生活困窮者への炊き出し <input type="checkbox"/> その他（ ）
施設所在地 （実施場所）	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 △△公民館 電話（ 012-345-6789 ）
施設の名称	〇〇こども食堂
対象者	〇〇小学校区のこども（〇年～〇年）保護者、高齢者
1回あたりの 提供食数 （徴収金額）	約 20 食 <input type="checkbox"/> 無料 <input checked="" type="checkbox"/> 実費のみ（材料費＋光熱水費）
提供頻度	月1回（第2土曜日）
調理従事者数	5名
衛生管理責任者	衛生 太郎 資格（ 食品衛生責任者（令和5年4月受講） ）
（開始・変更・廃止） 年 月 日	令和5年 4月 1日から

※変更の場合は変更箇所を記入してください。

施設平面図（作業台、洗浄設備、冷蔵庫、棚、手洗い設備、トイレ等）

